

1 環境負荷の小さい自動車（税率が軽減される自動車（軽課））

以下の自動車は、初回新規登録の翌年度に限り税率が軽減されます。

対象車：令和5年度～令和7年度に初回新規登録された自動車

軽課年度：令和6年度～令和8年度（**取得の翌年度のみ**）

対 象 車	軽減割合
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は平成21年排ガス基準からNOx10%以上低減） 	標準税率より 概ね 75%軽減

営業用乗用車については、下記の自動車も対象となります。

対象車：（75%軽減車）令和5年度～令和7年度に初回新規登録された自動車

（50%軽減車）令和5年度～令和6年度に初回新規登録された自動車

軽課年度：（75%軽減車）令和6年度～令和8年度（**取得の翌年度のみ**）

（50%軽減車）令和6年度～令和7年度（**取得の翌年度のみ**）

対 象 車		特例措置
ガソリン車 LPG車 ※右の排出ガス基準 と燃費基準の両方 を満たすもの	排出ガス基準	燃費基準
	平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準90%達成車 令和2年度燃費基準達成車
ディーゼル車 ※右の排出ガス基準 と燃費基準の両方 を満たすもの	排出ガス基準	燃費基準
	平成30年排出ガス基準適合 又は 平成21年排出ガス基準適合	令和12年度燃費基準90%達成車 令和2年度燃費基準達成車
		令和12年度燃費基準70%達成車 令和2年度燃費基準達成車

備考 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）の備考欄に記載されています。

「平成32年度燃費基準」は「令和2年度燃費基準」と同様の扱いになります。